

Q 父の遺産 連絡なく兄名義に

父が10か月前に他界しました。母も亡くなっています。兄弟は兄1人です。父には数千万円の預金と不動産がありました。私がから遺産の分割を言い出せず、兄の連絡を待ちました。しかし、いまだに連絡がなく、不動産登記を調べると、父の死亡直後に兄名義になっていました。私の同意なく遺産分割はできるのですか。私には何の権利もないのでしょうか。

法律相談室

遺産の移転は原則として、各相続人の遺産分割協議で行われます。各相続人にまったく無関係に遺産が分配されるとは通常ないと考えられます。が、遺産の移転は遺言による場合もあり、この場合は遺言執行人者が遺言の内容に従つて遺産の分配を行います。あ

つてから1年以内なので、遺留分の減殺請求権が行使できます。実際には、内容証明郵便などでお兄さんに遺留分減殺請求権行使する旨を通知する必要があるでしょう。なお、1年を過ぎた場合、遺留分減殺請求権行使できるかは様々なケースがあり、一般的には、被相続人死亡後1年

たからそれだけで満足してはいけないという点です。遺言執行者には「善良なる管理者の注意義務」が課せられており、遺言があることやその執行について、他の相続人に通知しないと問題が生じると思います。通知せずに長期間経過する場合や、極端な場合には遺

遺留分請求ができる

なたの場合は、お父さんの遺言にあなたに分与することが書かれていなかつたことが原因だったと思われます。したがって、ご質問のような事態は起こり得ます。

以内に遺留分減殺権行使する旨の通知をしておいた方がよいでしょう。

言書を「隠匿」したとして相続人ではないとされる場合もあります。あなたの場合、遺言があることを知られなかつた期間が10か月間にとどまるので、遺言執行人の責任を追及することはやや無理と思われ、遺留分減殺調停や遺留分減殺についての裁判が可能になります。

ただ、遺言による遺産の移転の場合、あなたには遺留分があり、本来の相続分の半分を取得する権利があります。お父さんが亡くな

(回答=真田範行弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆様の法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。